

前 金	部分払い
☒ 有 無	1 回

令和 6 年度消通継第 1 - 1 号
 三重中央消防指令センター総合整備工事
 監理業務委託

設計書

津市消防本部通信指令課

委 託 設 計 書

業 務 名	令和6年度消通継第1－1号 三重中央消防指令センター総合整備工事監理業務委託
業務場所	津市18箇所、鈴鹿市32箇所、亀山市14箇所
設計金額	¥ — (内消費税相当額 円)
委託期間	契約日から令和8年3月13日まで

委 託 の 大 要

三重中央消防指令センター総合整備工事監理業務委託 一式

通信指令課	決裁	消防次長	参事(兼)課長	情報管理 担当副参事	担当主	担当副主	担当	設計者
消防総務課	合議			共同指令センター システム担当副参事				
営繕課	合議		参事(兼)課長		担当主	担当副主	担当	
			参事	営繕課長	調整担当主幹	担当主幹	担当	担当

内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
本業務委託費				1	式	——	——	
	業務原価							
		直接原価						
			直接人件費	1	式	——	——	
			工事監理	1	式	——		第1号明細表のとおり
			計 (直接人件費)					
			直接経費	1	式	——		第2号明細表のとおり
		計 (直接原価)						
		その他原価		1	式	——		
	計 (業務原価)							
	一般管理費等			1	式	——		
	計 (業務価格)							
	消費税等相当額			1	式	——		
本業務委託費 計								

第 1 号 明 細 表

[illegible]

第 2 号 明 細 表

[illegible]

令和 6 年度消通継第 1—1 号
三重中央消防指令センター総合整備工事
監理業務委託

仕 様 書

津市

第1 総則

1 業務名称

令和6年度消通継第1-1号

三重中央消防指令センター総合整備工事監理業務委託

2 適用

本仕様書は、津市消防本部（以下「発注者」という。）、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部が消防指令業務の共同運用を行うために整備する三重中央消防指令センター総合整備工事に係る監理業務（以下「監理業務」という。）に適用するものとする。

3 目的

監理業務は、津市（以下「発注者」という。）が発注する三重中央消防指令センター総合整備工事（以下「対象工事」という。）の施工及び総合的運用にあたり工事監理を行うものである。

4 受注者の義務

受注者は、契約の履行にあたって業務の目的を十分に理解し、発注者の諸条件を満足すべき技術を発揮しなければならない。

また、業務の適切な遂行を図るため、受注者は、発注者と連絡をとるほか、業務の方針及び条件に疑義が生じた場合は、発注者と協議して進めなければならない。

5 監理業務場所

監理業務場所は次の各項に定める場所とする。

- | | | |
|-------------------|---|-----------------------|
| (1) 津市消防本部・久居消防署 | : | 津市久居明神町2276 |
| 三重中央消防指令センター | : | 同上 |
| 久居消防署南分署 | : | 津市雲出本郷町1631-10 |
| 久居消防署美里分署 | : | 津市美里町足坂901-2 |
| 久居消防署香良洲分遣所 | : | 津市香良洲町1878 津市香良洲庁舎内 |
| 中消防署 | : | 津市寿町14-20 |
| 中消防署西分署 | : | 津市一色町257 |
| 中消防署安濃分署 | : | 津市安濃町川西2097 |
| 北消防署 | : | 津市栗真中山町816-6 |
| 北消防署河芸分署 | : | 津市河芸町浜田808 津市河芸庁舎内 |
| 北消防署芸濃分署 | : | 津市芸濃町棕本6141-1 津市芸濃庁舎内 |
| 白山消防署 | : | 津市白山町南家城2761 |
| 白山消防署一志分署 | : | 津市一志町高野160-39 |
| 白山消防署美杉分署 | : | 津市美杉町奥津910-1 |
| 津市役所 | : | 津市西丸之内23-1 |
| 三重県庁基地局 | : | 津市広明町13 |
| 大洞基地局 | : | 津市美杉町八知7956-36 |
| 下之川基地局 | : | 津市美杉町下之川6115 |
| 太郎生基地局 | : | 津市美杉町太郎生2120 |
| (2) 鈴鹿市消防本部・中央消防署 | : | 鈴鹿市飯野寺家町217-1 |
| 中央消防署東分署 | : | 鈴鹿市中箕田町1139-1 |
| 中央消防署西分署 | : | 鈴鹿市国府町3278-2 |
| 中央消防署鈴峰分署 | : | 鈴鹿市長澤町381 |
| 中央消防署北分署 | : | 鈴鹿市高塚町1451-65 |
| 南消防署 | : | 鈴鹿市白子四丁目16-5 |
| 南消防署天名分署 | : | 鈴鹿市御菌町5309 |

鈴鹿市役所	:	鈴鹿市神戸一丁目18-18
住吉基地局	:	鈴鹿市住吉町一本松6870
椿分団山本車庫	:	鈴鹿市山本町747-2
深伊沢分団車庫	:	鈴鹿市深溝町1560-1
鈴峰分団車庫	:	鈴鹿市伊船町1009-5
庄内分団車庫	:	鈴鹿市西庄内町3409-4
加佐登分団車庫	:	鈴鹿市高塚町1068-1
石薬師分団車庫	:	鈴鹿市石薬師町2454-67
井田川分団車庫	:	鈴鹿市和泉町807-1
久間田分団車庫	:	鈴鹿市下大久保町797-1
国府分団車庫	:	鈴鹿市国府町3301-3
庄野分団車庫	:	鈴鹿市庄野町1506-11
牧田分団車庫	:	鈴鹿市平田東町5-9
合川分団車庫	:	鈴鹿市三宅町1886-4
白子分団車庫	:	鈴鹿市白子一丁目4-20
稲生分団車庫	:	鈴鹿市稲生三丁目1-27
栄分団車庫	:	鈴鹿市郡山町663-1302
天名分団車庫	:	鈴鹿市御薊町5309
一ノ宮分団車庫	:	鈴鹿市池田町485-6
箕田分団車庫	:	鈴鹿市中箕田町1131-1
玉垣分団車庫	:	鈴鹿市東玉垣町368-34
若松分団車庫	:	鈴鹿市若松中二丁目3
飯野分団車庫	:	鈴鹿市飯野寺家町217-1
河曲分団車庫	:	鈴鹿市河田町370-10
神戸分団車庫	:	鈴鹿市神戸二丁目17-40
(3) 亀山市消防本部・亀山消防署	:	亀山市野村四丁目1-23
亀山消防署関分署	:	亀山市関町木崎37-1
亀山消防署北東分署	:	亀山市長明寺町842-1
亀山市役所	:	亀山市本丸町577
加太前進基地局	:	亀山市加太板屋5374-1
太岡寺消防車庫	:	亀山市太岡寺町1296-2
布気消防車庫	:	亀山市布気町1033-5
昼生消防車庫	:	亀山市中庄町695-6
川崎消防車庫	:	亀山市川崎町2785-6
平尾消防車庫	:	亀山市両尾町1907-2
池山分校跡公園南	:	亀山市安坂山町2118-4
白川地区北コミュニティセンター	:	亀山市白木町2813-1
安田ポンプ場	:	亀山市川合町652
亀山市第四水源地	:	亀山市長明寺町56

6 履行期間

履行期限は、契約締結日から令和8年3月13日までとする。

7 監理業務の概要

監理業務の範囲は、「三重中央消防指令センター総合整備工事監理業務委託仕様書（以下「監理仕様書」という。）」及び実施設計書に基づく対象工事にあたり、工事・工程監理、各種申請等の協力、工事請負業者から提出される書類の照査・確認、各種検査の立会・支援、各種会議への出席・助言及び各種報告書等の整備全般についての監理業務である。

8 準用規定

監理業務の実施については、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法規集に従って行うものとする。

- (1) 消防防災施設整備費補助金交付要綱
- (2) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- (3) 電波法関係審査基準消防庁告示第十三号（平成 21 年 6 月 4 日）
- (4) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- (5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (6) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (7) 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）
- (8) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (9) 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- (10) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (11) 電池工業会規格
- (12) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (13) 無線設備の停電・耐震対策のための指針（総務省指針）
- (14) 国際電気通信連合電気通信標準化部門制定標準規格（ITU-T）
- (15) 国際電気通信連合無線通信部門制定標準規格（ITU-R）
- (16) 関係団体の構成で定める条例等
- (17) その他関係法令、規則及び規格

9 一般事項

(1) 技術者の配置

受注者は、本業務について内容を十分把握し、工程管理、品質管理、技術指導等に対し責任を持って行う管理技術者を配置すること。

(2) 業務の適正実施

受注者は、本業務の履行に際しては発注者の監督員と綿密な連絡を取りながら効率的かつ迅速・適正に実施すること。また、関係官庁機関の施設等に立ち入る場合は、受注者の申請により発注者がその手続きを行う。

(3) 指示等の方法

本仕様書に関する指示又は承認事項は、文書等（電子メール等の手段を含む。）により行うものとする。

(4) 事項の補足等

本仕様書に明記されていない事項であっても、委託業務上当然行われなければならない事項と認められるものについては、受注者において補足又は補填すること。

(5) 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

(6) 秘密の保持

受注者（受注者の委託先含む。）は、本契約に関して、発注者及び対象消防本部が開示した情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用若しくは漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講じなければならない。

(7) 経費の負担

発注者の本業務遂行に必要な人件費、旅費、通信運搬費及び印刷製本費等の一切の費は、受注者が負担するものとする。

10 守秘義務

監理業務の履行により知り得た機密事項については、適切に管理する体制を確立すること。

1 1 監督員

発注者は監理業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

- (1) 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承認、協議等の職務を行うものとする。
- (2) 監督員がその権限を行使するときは、文書等（電子メール等の手段を含む。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には受注者はその指示に従うものとする。監督員はその指示等を行った後、文書等により受注者にその内容を通知するものとする。

1 2 疑義等

受注者は、本仕様書に明示のない事項または本仕様書に明示されている事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議してその内容を取り決めることとし、受注者の一方的な判断で業務を実施してはならない。ただし、本仕様書で主要事項のみ示しており、詳しく明示していない事項は、監理業務の目的に合致している限り受注者の責任で実施するものとする。

1 3 資料等の貸与

監理業務の遂行上、必要な資料及び図面等は監督員に申し出ることとし、監督員が必要と判断した場合は貸与するものとする。監理業務完了後は、速やかに返却すること。監督員は、貸与された資料を細心の注意を持って取り扱うものとし、万一損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修補するものとする。受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。

第2 業務内容

1 業務の内容

監理業務の遂行にあたっては、発注者の意思に基づき、誠意をもって行動し、発注者と綿密に連絡を取るとともに、必要に応じ監理業務を遂行するうえで必要な場所に出向し、施工者に対して、適確な指導を行い、発注者を支援し、遺漏ないようにすること。また、受注者は監督員の指示に従い、以下の事項について、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

(1) 監理業務

ア 業務の説明

監理業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し承認を受ける。

イ 指導内容

最新技術の導入を積極的に図るとともに、優れた機能と高い信頼度及び耐久性、運用開始後のランニングコスト低減等に配慮した機器を導入するよう指導すること。

ウ 共同運用

津市消防本部、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部における消防指令業務の共同運用が円滑になるよう施工者に対してシステム構築、運用、技術等の指導を行うこと。

エ 手続き

関係官庁及び関係機関への手続きについては、許認可側の審査期間を考慮して適時に手続きするよう指導し、各種申請書の確認を行うこと。また、必要に応じて、手続き時等の際に同席すること。

オ 定例会

受注者は、定期的に発注者と施工者等との定例会・打合せを実施し、施工者が作成する打合わせ時の結果・記録の作成について、助言等すること。

カ 監理方法の変更の場合の協議

監理業務の方法に変更の必要が生じた場合は監督員と協議する。

(2) 設計図書の内容の把握等

ア 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合は、その内容を取りまとめ監督員に報告するとともに、発注者の承認を得た上で提出すること。

イ 協議書の検討

工事施工者等（以下「施工者」という。）から工事に関する協議書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告するとともに、発注者の承認を得た上で適切な方法等を施工者に指導し、実施させること。

(3) 設計図書に照らした施工図等の確認及び報告等

ア 施工図等の検討及び報告

(ア) 設計図書の定めにより施工者が作成し、提出する施工承認図（現寸図、躯体図、工作図、製作図等をいう。）製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて確認し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告すること。

(イ) 上記（ア）の確認の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置について検討の上、取りまとめ、監督員に報告するとともに、発注者の承認を得た上で適切な方法等を施工者に指導するとともにその結果を監督員に報告すること。

(ウ) 上記（イ）の結果、施工者が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し提出した場合は上記（ア）、（イ）の規程を準用する。

イ 完成図（竣工図）の確認業務

受注者は施工者から提出される完成図（竣工図）が提出された場合、確認を行い、記載内容が施工内容と一致しない場合、施工者に必要な指示を行う。記載内容が施工内容と一致した場合、これを監督員に報告する。また、監督員より記載内容の不一致が指示された場合、受注者はその内容を取りまとめ施工者に必要な指示を行い、修正を求めること。

ウ 工事材料、設備機器等の確認及び報告等

(ア) 設計図書の定めにより施工者が提案または提出する工事材料、設備機器等（当該材料、機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、施工者に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案または提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて確認し、適合していると認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置について取りまとめ、監督員に報告する。

(イ) 上記（ア）の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置について検討の上、取りまとめ、監督員に報告するとともに、発注者の承認を得た上で適切な方法等を施工者に指導すること。

(ウ) 上記（イ）の結果、施工者が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案または提出した場合は、上記（ア）、（イ）の規定を準用する。

(4) 工事と設計図書との照合及び確認

施工者が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認・検収、抽出による確認、施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行うこと。

(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

ア 上記（4）の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を定期的に監督員に報告すること。具体的な報告時期は、別途指示する。

イ 上記（4）の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合、または監督員から適合していない箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置について検討の上、取りまとめ、監督員に

- 報告するとともに、発注者の承認を得た上で適切な方法等を施工者に指導すること。
- ウ 施工者が必要な修補等を行った場合には、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督員に報告する。
- エ 上記ウの結果、修補等が適切にされていないと認められる場合の再修補等の取扱い
は、上記ア、イ、ウの規定を準用する。
- (6) 業務報告書の提出
工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

2 工程表、施工計画書等に関する業務

(1) 工程表の検討及び報告

- ア 工事請負契約の定めにより施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- イ 上記アの検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、施工者に対し修正を求め、その他必要な措置について取りまとめ、監督員に報告する。
- ウ 上記イの結果、施工者が工程表を再度作成し提出した場合は、上記ア、イの規定を準用する。

(2) 設計図書に定めのある施工計画の確認及び報告等

- ア 設計図書の定めにより施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、施工者に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて確認し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- イ 上記アの検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、施工者に対し修正を求め、その他必要な措置について検討の上、取りまとめ、監督員に報告し、発注者の承認を得た上で適切な措置等を施工者に指導するとともにその結果を監督員に報告すること。
- ウ 上記イの結果、施工者が施工計画を再度作成し提出した場合は、上記ア、イの規定を準用する。

(3) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

ア 工事と工事請負契約との照合、確認および報告

- (ア) 施工者が行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、施工者から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告すること。
- (イ) 上記(ア)の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、または監督員から適合していない箇所を示された場合には、施工者に対して指示すべき事項を検討し、発注者の承認を得た上で適切な措置等を施工者に指導するとともにその結果を監督員に報告すること。
- (ウ) 施工者が必要な修補等を行った場合は、これを確認しその内容を監督員に報告すること。
- (エ) 上記(ウ)の結果、修補が適切になされていないと認められる場合、再修補等の取扱いは上記(ア)(イ)(ウ)の規定を準用する。

イ 工事請負契約に定められた指示、検査等

本仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を監督員に報告する。また施工者が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じること。

ウ 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

施工者の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し監督員の指示を受けて必要な範囲で破壊し検査すること。

(4) 関係機関の検査の立会い等

関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、施工者が作成し、提出する検査記録等に基づき監督員に報告すること。

(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い

完成検査及び中間検査に立会い、質疑及び書類の提出を求められた場合はこれに応じること。

3 その他の業務

(1) 工事運営に係る業務

ア 施工者の提案によって行われる会議等への参加、調整

(ア) 発注者、設計者、工事監理者、施工者間の総合調整

(イ) 各種会議及び打合せの開催（進行、出席、議事録確認等を含む）

(ウ) 工事運営に係る各種事務処理手続き

(エ) その他工事を円滑に進行させるための業務

(2) 施工者が作成し、提出する建築物及びシステム機器等の取扱説明に係る検討、報告等

(3) 設計変更及びそれに係る業務

ア 施工図等の段階で生じる細部の取合い、調整等に伴う設計変更の検討、承認、指示
施工図等の検討を行っていく中で、細部の取り合い、工事間の調整等の関係で、計画通知の変更を必要としない程度の軽微な設計変更の必要が生じた場合、監督員の承認（設計者への承諾の求めを含む）のもとで、設計変更を行い、工事施工者に対して必要な指示を行う。

イ 設計変更に伴う施工者が提示する変更工事費を検討、報告

施工者より変更工事費が提示された場合、変更工事費の妥当性について見積を徴取する等して検討し、その結果を監督員に報告、協議及び積算支援を行う。監督員により変更工事費の妥当性が認められない場合、再度検討を行い、必要に応じて工事施工者に指示を行う。労務単価の変更があった場合も同様とする。

ウ 設計変更に伴う工事費増減調書を作成、調整の検討、報告

変更工事費の工事費増減調書を取りまとめ、調整事項を検討し、これらを監督員に報告し協議調整を行う。

(4) 3市の負担割合の積算

津市、鈴鹿市及び亀山市の負担金の積算支援についても、発注者の指示に基づき適宜実施するものとする。

第3 業務内容の実施

1 業務の着手

受注者は発注仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に監理業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が監理業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

2 適用基準等

受注者は、業務の実施にあたり、本仕様書及び設計図書に基づき行うものとする。

3 軽微な設計変更

設計内容の伝達を行ない、施工図等の検討を行う過程において、細部の取合や工事間の調整等の関係又は監督員の指示により軽微な変更の必要が生じた場合、請負者に対して指示すべき事項について報告する。

4 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を発注者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- (3) 監理業務の成果品として、次の書類を提出するものとする。また、提出書類は、すべてファイル綴りとし、電子データも提出することとする。なお、電子データのファイル形式に関しては、監督員と協議の上、決定するものとする。

納期

ア 業務計画書	4 部	令和 6 年 7 月 26 日
イ 月間業務計画表・月間業務実施表	4 部	毎月
ウ 管理体制表	4 部	令和 6 年 7 月 26 日
エ 監理業務報告書	4 部	令和 8 年 3 月 13 日
オ 打合せ記録簿	4 部	適宜
カ 各種検査立会報告書	4 部	適宜
キ 指導事項報告書	4 部	適宜
ク 月報・日報	4 部	毎月
ケ その他必要な資料	4 部	適宜
コ 上記の電子データ（CD-ROM等）	4 枚	適宜

5 打合せ及び記録

打合せ及び記録については次のとおりとする。

- (1) 監理業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義をただすものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 監理業務着手時において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 受注者が施工者と打合せを行う場合には、事前に監督員の承諾を受けることとする。
また、受注者は施工者との打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は対象事業の定例打合せに出席し、次の業務を行うものとする。
 - ア 設計内容を施工者に正確に伝えるための業務
 - イ 上記事項に必要な資料の作成業務
 - ウ 施工者が作成する定例議事録の記載内容の確認業務

6 業務計画書

業務計画書については次のとおりとする。

- (1) 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。
 - ア 業務一般事項
 - イ 業務工程計画
 - ウ 業務体制

前事項のうちイ業務工程計画については、施工者と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。
- (3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その

都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

- (4) 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

7 関係機関への手続き等

関係機関への手続き等については次のとおりとする。

- (1) 受注者は、監理業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。
- (2) 受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告する。

8 各種書類等の審査及び承認の助言

受注者は、各種書類等について審査、承認の助言を行うため、次の業務を行うものとする。

また、その内容については、各種書類等において、受注者が記載すべき欄に記載し、必要に応じて受注者が作成する書面にて監督員に提出するものとする。

- (1) 本事業で導入される機器やシステム等が高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の運用方法並びに整備目的に合致するかどうかの確認業務
- (2) 本事業の施工図等を設計図に照らして検討、助言する業務
- (3) 本事業の使用材料、機器等の品質を確認する業務
- (4) 本事業の施工計画書及び実施工程表を審査する業務
- (5) 本事業の完成図等を審査する業務
- (6) 本事業において提出される各種申請関係書類を審査する業務

9 各種立会い確認

受注者は、対象事業の主要な段階において立会い確認を行い、次の業務を行うものとする。

また、その内容を報告書にまとめ、随時監督員に提出するものとする。

- (1) 機器やシステム等が高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の運用方法並びに整備目的に適合しているかについての立会い確認業務（機器受入検査、中間(工場)検査、部分検査、完成検査等）
- (2) 発注仕様書どおりの機器やシステム等が作製されているかの立会い確認業務（工場検査立会い）
- (3) その他監督員が必要とする立会い確認業務

10 設備台帳の作成

受注者は、施工者が作成する次の設備に関する台帳に関し、監督員に適切な指導、助言を行うものとする。

- (1) 高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線整備事業のすべての設備
- (2) 上記以外の関連する各設備
- (3) その他監督員が台帳を作成する必要があると認めた設備

11 検査

受注者は次の各号による検査を受けるものとする。

- (1) 受注者は、発注者に対して業務完了届の提出を持って業務の完了を通知する。
- (2) 受注者は、施工者が受ける中間(工場)検査、部分検査、完成検査に立会うものとする。
- (3) 発注者は、監理業務の検査に当たっては、あらかじめ、受注者に対して検査日を通知するものとする。受注者は検査に必要な書類等を整備しなければならない。

12 契約内容の変更

発注者は次の各号に掲げる場合において、監理業務の委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務委託料の変更を行う場合

(2) 履行期限の変更を行う場合

(3) 発注者、監督員と受注者が協議し、監理業務上変更が必要と認められる場合

1 3 その他

システム機器構成および数量は別紙のとおりとする。

別紙

システムの機器構成は次のとおりとする。

1 消防指令システムの構成機器

No	機器名	数量	概略仕様
1	指令装置		4画面構成/1台、輻輳時2事案対応
	(1) 指令台	5台	・自動出動ディスプレイ、地図用ディスプレイ、支援情報ディスプレイ、多目的情報ディスプレイ ・通信操作端末
	(2) 自動出動指定装置		
	ア 制御処理装置	1式	
	イ 自動出動ディスプレイ	5台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(3) 地図等検索装置		
	ア 地図等検索装置	5台	
	イ 地図用ディスプレイ	5台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(4) 支援情報表示装置		
	ア 支援情報表示装置	5台	
	イ 支援情報ディスプレイ	5台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(5) 多目的情報表示装置		手書き入力機能を有すること。又は別途手書き入力装置を設けること
	ア 多目的情報表示装置	5台	
	イ 多目的情報ディスプレイ	5台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(6) 手書き入力装置	10台	同上同梱又は付属装置、2台/指令台
	(7) 通信操作端末 (※)	10台	2台/指令台
	(8) 長時間録音装置	1台	録音時間70,000時間程度
	(9) 非常用指令設備	1台	指令制御装置同等
	(10) 指令制御装置	1式	主要部二重化
	(11) 携帯電話・IP電話受信転送装置	1式	二重化構成
	(12) プリンタ	1台	A4、A3サイズ、A3増設トレイ
	(13) カラープリンタ	1台	A4、A3サイズ、A3増設トレイ
	(14) スキャナ	1台	A2サイズ
	(15) 署所端末装置	24式	
	(16) 無線バックアップ用受令装置	24式	
	(17) 駆込通報装置	7台	カメラ付き 鈴鹿市消防本部各署所に設置
	(18) 着信表示灯	10台	
	(19) 指令音声用屋外赤色灯	3台	鈴鹿市消防本部
	(20) データメンテナンス装置	3台	指令センター、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部に1台
	(21) 拡張台	3台	約60cm幅
	(22) 非常用補助受付装置	16台	電話機相当

No	機器名	数量	概略仕様
2	指揮台		4画面構成/1台、輻輳時2事案対応
	(1) 指揮台	1台	
	(2) 自動出動指定装置		
	ア 制御処理装置		指令台と共用
	イ 自動出動ディスプレイ	1台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(3) 地図等検索装置		
	ア 地図等検索装置	1台	
	イ 地図用ディスプレイ	1台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(4) 支援情報表示装置		
	ア 支援情報表示装置	1台	
	イ 支援情報ディスプレイ	1台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(5) 多目的情報表示装置		手書き入力機能を有すること。又は別途手書き入力装置を設けること
	ア 多目的情報表示装置	1台	
	イ 多目的情報ディスプレイ	1台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(6) 手書き入力装置	2台	同上同梱又は付属装置、2台/指揮台
	(7) 通信操作端末 (※)	2台	
	(8) 着信表示灯	2台	
	(9) 拡張台	1台	約120cm幅
	(10) 非常用補助受付装置	2台	電話機相当
3	表示盤		
	(1) 表示盤		
	ア 車両運用表示盤	1面	55インチ相当4面マルチワイド液晶ディスプレイ、又は単面 LED 表示盤
	イ 支援情報表示盤	1面	55インチ相当4面マルチワイド液晶ディスプレイ、又は単面 LED 表示盤
	ウ 多目的情報表示盤	1面	55インチ相当4面マルチワイド液晶ディスプレイ、又は単面 LED 表示盤
	(2) 指令センター天吊り式表示盤	2面	50インチ相当液晶ディスプレイ
	(3) 指令センター映像制御装置	1式	入力・出力回路 64回路以上
	(4) 署所出動車両表示盤	29面	津市消防本部32インチ液晶ディスプレイ：(壁掛け型) 13面 鈴鹿市消防本部55インチ相当液晶ディスプレイ：(壁掛け型) 7面 (天吊り型) 4面 (可搬架台型) 1面 亀山市消防本部55インチ相当液晶ディスプレイ：(壁掛け型) 3面、 (可搬架台型) 1面 署所出動車両表示盤映像制御装置：29式

No	機器名	数量	概略仕様
3	(5)本部表示盤		
	ア 電子黒板	5面	電子黒板 指令センター : 1面 津市消防本部 : 2面 鈴鹿市消防本部 : 1面 亀山市消防本部 : 1面
	イ 80インチ表示盤	2面	津市消防本部 2階会議室 : 1面 3階研修室 : 1面
	ウ 本部表示盤映像制御装置	7式	
4	無線統制台	1式	
5	指令電送装置		
	(1)指令情報送信装置	1式	
	(2)指令情報出力装置	24式	プリンタを含む
6	気象情報収集装置		
	(1)気象情報収集装置	3式	
	(2)気象情報集約装置	1式	指令センターに設置
7	災害状況等自動案内装置	3式	本部ごとの案内ができること 津市消防本部 : 収容回線30回線以上 鈴鹿市消防本部 : 収容回線30回線以上 亀山市消防本部 : 収容回線4回線以上
8	順次指令装置	1式	本部ごとの指令ができること
9	メーラー斉指令装置	1式	地図を添付できること
10	NET119 (Ver. 2.0)	2式	スピーカ、着信表示灯、プリンタ含む
11	映像通報システム	3式	表示端末装置3式
12	FAX119通報受信装置	2台	現用、予備 着信表示灯含む
13	音声合成装置	1式	二重化
14	出動車両運用管理装置		
	(1)車両動態管理装置	1式	
	(2)車両運用端末装置 (Ⅲ型)	99台	津市消防本部 : 51台 (予備3台含む) 鈴鹿市消防本部 : 34台 (予備3台含む) 亀山市消防本部 : 13台 (予備1台含む) 鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部共同使用 のはしご車用 : 1台
	(3)車両運用端末装置 (Ⅰ型)	22台	津市消防本部 : 15台 鈴鹿市消防本部 : 2台 亀山市消防本部 : 5台
	(4)後部座席モニタ	1台	鈴鹿市消防本部 : 指揮車
	(5)車外設定端末装置 (6動態設定)	126台	津市消防本部 : 65台 鈴鹿市消防本部 : 43台 亀山市消防本部 : 17台 鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部共同使用 のはしご車用 : 1台

No	機器名	数量	概略仕様
14	(6) 無線 LAN 装置	43台	津市消防本部 : 27台 鈴鹿市消防本部 : 10台 亀山市消防本部 : 4台 3市共有予備 : 2台
15	システム監視装置	1式	障害表示盤 (指令センター天吊り式表示盤)と連動し集中管理できること
16	署所端末電源監視装置	1式	UPS 電源死活監視 25拠点
17	電源設備		
	(1) 無停電電源装置 (指令センター)	1式	停電補償10分以上
	(2) 無停電電源装置 (各署所)	25式	停電補償10分以上
	(3) 直流電源装置 (指令センター)	1式	48V 系
	(4) 非常用発動発電機 (指令センター)	1式	100KVA
	(5) 非常用発動発電機 (各署所)	4式	5.5KVA (手動式) 鈴鹿市消防本部の4署所
	(6) スコットトランス	1式	必要容量
18	避雷装置		
	(1) 高速電源避雷器 (指令センター)	1式	
	(2) 高速電源避雷器 (各署所)	24式	津市消防本部 : 13式 鈴鹿市消防本部 : 8式 亀山市消防本部 : 3式
	(3) 高速回線避雷器 (指令センター)	1式	
	(4) 高速回線避雷器 (署落とし設置署)	3式	
19	統合型位置情報通知装置	1式	二重化
20	情報共有装置	1式	消防内情報共有のための装置。車両運用情報、出動事案情報、出退勤情報などを Web 上で確認できること
21	バックアップ拠点設備 (署落とし)	3式	津市消防本部 : 中消防署2階消防団幹部室 鈴鹿市消防本部 : 鈴鹿市消防本部4階情報指令室 亀山市消防本部 : 亀山市消防本部2階情報指令室
	(1) FAX 電話機	6台	コードレス電話機付き
	(2) 衛星携帯電話機	5台	ワイドスターⅢ相当品
	(3) 携帯電話	5台	
22	消防業務支援システム		
	(1) 消防業務支援サーバ	3式	各本部のサーバは指令センターに設置
	(2) 支援連携サーバ	1式	指令センター
	(3) 消防業務支援クライアント端末 (デスクトップ)	63台	協議会事務局 : 1台 指令台用 : 6台 津市消防本部 : 26台 鈴鹿市消防本部 : 30台 21インチモニタ : 9台 27インチモニタ : 15台 モニタ無し : 6台

No	機器名	数量	概略仕様
22	(4) 消防業務支援クライアント端末 (ノートブック)	127台	指令センター : 10台 津市消防本部 : 86台 鈴鹿市消防本部 : 18台 亀山市消防本部 : 13台
	27インチモニタ	3台	亀山市消防本部 : 3台
	(5) KM スイッチ	15台	鈴鹿市消防本部 : 12台、中央署 : 3台
	(6) KVM スイッチ	6台	鈴鹿市消防本部 : 6台
	(7) 消防業務支援パッケージソフト	3式	ライセンス数は第5 22項参照
	(8) プリンタ	47台	指令センター : 1台 津市消防本部 : 32台 鈴鹿市消防本部 : 9台 亀山市消防本部 : 5台
	(9) カラープリンタ	3台	津市消防本部 : 2台 鈴鹿市消防本部 : 1台
	(10) スキャナ	2台	津市消防本部は指令センターと共用 鈴鹿市消防本部1台 亀山市消防本部1台
	(11) 査察用タブレット	30台	モバイルプリンタ、ハンディスキャナ含む 津市消防本部 : 20台 鈴鹿市消防本部 : 8台 亀山市消防本部 : 2台
23	外国語対応(三者通話)	1式	
24	高所監視カメラ		
	(1) 高所監視カメラ	1式	三重県庁に設置
	(2) カメラ制御装置	1式	三重県庁に設置
	(3) 指令台連携装置	1式	
	(4) 監視カメラ制御卓	1式	指令センターに設置
	(5) 高所監視映像モニタ装置	2台	久居消防署、中消防署事務室に設置 (壁掛型)
	(6) 高所監視カメラデコーダ・エンコーダ	28台	
25	署所監視カメラ		
	(1) 署所監視カメラ	11台	鈴鹿市消防本部 : 11台
	(2) 署所監視カメラ映像制御装置	1式	モニタ付き
26	指令センター運用管理装置		
	(1) 運用管理カメラ	2台	指令センター内
	(2) 運用管理カメラ映像制御装置	1式	指令センター事務室
	(3) 運用管理カメラ映像表示モニタ	1式	指令センター事務室
27	指揮隊端末		
	(1) 指揮隊サーバ	1式	
	(2) 指揮隊端末	6式	モバイルプリンタ含む 津市消防本部 : 3式 鈴鹿市消防本部 : 2式 亀山市消防本部 : 1式

No	機器名	数量	概略仕様
28	配線架台	1式	
29	消防庁舎内電話設備		
	(1) 消防本部用電話交換機	1式	津市消防本部：1式
	(2) 署所用電話交換機		
	ア 中消防署用電話交換機	1式	津市消防本部中消防署：1式
	イ 署所用電話交換機	11式	津市消防本部中消防署以外の署所：11式
	(3) 多機能電話機		
	ア デジタル型多機能電話機	152台	指令センター：13台 津市消防本部：139台
	イ 共同指令センター直通電話機	14台	鈴鹿市消防本部：10台 亀山市消防本部：4台
	(4) DSS コンソール装置	24台	指令センター：24台
	(5) PHS 電話機 (バッテリー、充電器付)	119台	指令センター：14台 津市消防本部：97台 予備：8台
	(6) PHS アンテナ		
	ア 屋内用	63台	津市消防本部：63台
	イ 屋外用	17台	津市消防本部：17台
	(7) 衛星携帯電話機	7台	次期衛星電話サービスワイドスターⅢ相当品
	(8) FAX 送受信装置	17台	指令センター：1台 津市消防本部：16台
30	指令用放送設備		
	(1) 本部用アンプ		
	ア 津市消防本部	1式	
	イ 鈴鹿市消防本部	1式	
	ウ 亀山市消防本部	1式	
	(2) 署所用アンプ	18式	津市消防本部：12式 鈴鹿市消防本部：5式 亀山市消防本部：1式
	(3) スピーカ		
	ア 天井型	28式	鈴鹿市消防本部：28式
	イ 壁掛型	6式	鈴鹿市消防本部：6式
	ウ 屋外型	25式	津市消防本部：1式 鈴鹿市消防本部：24式
	エ 防水型	11式	浴室等に設置 津市消防本部：1台 鈴鹿市消防本部：9台 亀山市消防本部：1台
	(4) 緊急地震速報(子機)	11式	亀山市消防本部：11台
31	セキュリティサーバ	1式	ウイルス対策用として
32	AD (Active Directory) サーバ	1式	
33	指令センター入退室セキュリティシステム	1式	指令センター入退室用(ドア2か所) 静脈認証、指紋認証、ICカード、IDナンバー等の複数の認証方法を装備

No	機器名	数量	概略仕様
34	消防専用グループウェア	131式	津市消防本部 : 131クライアント
35	消防専用ファイルサーバ	1式	RAID5構成、ホットスタンバイ、24TB
36	指令センターホームページ構築	1式	消防指令システムと連動し自動更新できること
37	ネットワーク装置		
	(1)L3スイッチングハブ	27式	指令センター : 2式 津市消防本部 : 15式 鈴鹿市消防本部 : 7式 亀山市消防本部 : 3式
	(2)L2スイッチングハブ	20式	指令センター : 11式 津市消防本部 : 6式 鈴鹿市消防本部 : 1式 亀山市消防本部 : 2式
	(3)HUB	105式	指令センター : 2式 津市消防本部 : 74式 鈴鹿市消防本部 : 21式 亀山市消防本部 : 8式
	(4)無線 LAN 用給電 HUB	23式	各署所
38	付属品及び予備品	1式	

※ ハードキー操作装置又はタッチパネル、消防救急デジタル無線等の操作部から構成され、プレストークボタン、チャンネル切替え等の操作が可能であり、指令台、指揮台の通信操作等が行える装置。

2 消防救急デジタル無線設備構成機器

No	機器名	数量	概略仕様
1	消防救急デジタル無線設備		
	(1)管理監視制御卓	1式	
	(2)無線回線制御装置	1式	主要部冗長化構成
	(3)遠隔制御装置	15式	高機能型 : 指令センター10式 : 鈴鹿市消防本部3式 : 亀山市消防本部2式
	(4)基地局無線装置(活動波)		
	津市消防本部久居消防署		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 3波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信空中線	2基	3素子八木型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	0台	指令設備と共用
	カ ネットワーク機器	1式	
	キ webカメラ	4台	ポールは既設流用
	ク 遠隔映像制御装置	1式	指令センター設置
	三重県庁基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 3波
	イ 空中線無線共用器	1式	

No	機器名	数量	概略仕様
1	ウ 送受信用空中線	2基	反射素子付きコーリニア型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	1台	映像共通
	カ ネットワーク機器	1式	
	大洞基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 3波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	2基	3素子八木型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	0台	県共通波系と共用
	カ ネットワーク機器	1式	
	キ webカメラ	4台	ポールは既設流用
	下之川基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 3波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	2基	スリーブ型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	キ webカメラ	4台	ポールは既設流用
	太郎生基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 3波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	2基	スリーブ型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	キ webカメラ	4台	ポールは既設流用
	鈴鹿消防基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 4波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	3基	反射素子付2段垂直ダイポール
	エ 同軸避雷器	3個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	住吉基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 4波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	3基	反射素子付2段垂直ダイポール
	エ 同軸避雷器	3個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	

No	機器名	数量	概略仕様
1	亀山市消防本部・亀山消防署		
	ア 基地局無線装置(現用予備)	1式	活動波 2波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	4基	3素子八木型 2分配×2
	エ 同軸避雷器	4個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	加太前進基地局		
	ア 基地局無線装置(現用予備)	1式	活動波 2波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	2基	スリーブ型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	キ webカメラ	2台	
	亀山消防署北東分署		
	ア 基地局無線装置(現用予備)	1式	活動波 2波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	4基	3素子八木型 2分配×2
	エ 同軸避雷器	4個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	(5)発動発電機(基地局用)	1式	亀山市消防本部 : オーバーホール
	(6)空調設備	7式	津市消防本部 : 3式 鈴鹿市消防本部 : 3式 亀山市消防本部 : 1式
	(7)既設消防救急デジタル無線共通波の接続	1式	消防指令システムと0D接続
	(8)TTC共通インタフェース	1式	
	(9)移動局無線装置		
	ア 卓上型受令機	27式	津市消防本部 : 25式 鈴鹿市消防本部 : 1式 亀山市消防本部 : 1式
	イ 受信用空中線(署所用スリーブ)	78式	津市消防本部 : 55式 鈴鹿市消防本部 : 18式 亀山市消防本部 : 5式
	ウ 可搬型移動局無線装置	16式	津市消防本部 : 5式 鈴鹿市消防本部 : 10式 亀山市消防本部 : 1式 可搬型・複信 可搬型ポール1式、可搬型アンテナ1本、バッテリー1台につき2個、送受信器等含む

No	機器名	数量	概略仕様
1	エ 卓上型移動局無線装置	7式	津市消防本部 :6式 亀山市消防本部 :1式
	オ 車載型移動局無線装置	119式	複信 送受話器等含む 津市消防本部 :68式 鈴鹿市消防本部 :33式 亀山市消防本部 :17式 鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部共同使用 のはしご車用:1式
	カ 携帯型移動局無線装置	155式	津市消防本部 :79式 鈴鹿市消防本部 :56式 亀山市消防本部 :18式 鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部共同使用 のはしご車用:2式
2	署活動用無線装置（アナログ移動局）	237式	津市消防本部 :138式 鈴鹿市消防本部 :69式 亀山市消防本部 :30式
3	防災相互通信用移動局無線装置	17式	津市消防本部 :12式 鈴鹿市消防本部 :3式 亀山市消防本部 :2式
4	消防団用事務連絡無線機（登録局）		いずれも鈴鹿市消防本部 消防団員 連絡 調整用
	(1)簡易デジタル半固定無線機	31式	卓上電源・アンテナ付
	(2)簡易デジタル車載無線機	26式	車載アンテナ含む
	(3)簡易デジタル携帯無線機	169式	予備バッテリー1個含む
5	付属品	1式	

特記仕様書

【現場の調査に関する事項】

受注者は、現場の調査を行う技術者（下請負を含む）には氏名、業務名、期間、顔写真、受注会社名及び社印の入った名札を着用させること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	調 査 技 術 者	
	氏 名	〇〇 〇〇
	件 名	〇〇〇〇〇業務委託
	工 期	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	社 名	〇〇〇〇株式会社 印

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）印は所属会社の社印とする。

【継続費支弁の2年度以上にわたる契約における前金払いに関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、各年度出来高予定額（請負代金に各年度出来高予定額の割合を乗じた額）の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

なお、令和7年度以降の前払金については、前年度出来高予定額分を完了した後でなければ、請求できないものとする。

各年度出来高予定額の割合については、【部分払に関する事項】に示す。

【部分払に関する事項】

本業務の部分払は、津市工事監理業務委託契約約款第31条に基づき、その請求に応じてこれを行うが、部分払のできる回数は1回以内とし、各年度精算払1回とする。支払額は、年度支払い限度額範囲内及び業務出来高部分に相当する金額とする。なお、業務における各年度業務出来高予定額の割合は次のとおりとする。

令和6年度 41.0%程度

令和7年度 59.0%程度

【ワンデーレスポンスに関する事項】

この業務の対象工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

業務を進めるにあたり、留意すること。

【設計変更に関する事項】

設計変更を行う際には、津市設計業務委託等変更ガイドライン（令和6年6月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

【ウィークリー・スタンスに関する事項】

本業務は、計業務等の業務環境改善に向けた取組み（ウィークリー・スタンス）の対象業務とする。（津市HP「津市設計業務等変更ガイドライン」を参照）

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約（以下「対象契約」という。）の受注関係者（下請業者等）及び労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

令和 6 年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1 , 0 4 7 円
---------	-------------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金額を労働報酬下限額とする。